

## 介護保険負担限度額認定申請について

かねてより本市介護保険制度の運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件について、以下の内容をご確認いただき、皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

### 1 未申請者への申請勧奨・支援のお願い

負担限度額認定は毎年7月31日までと期限があり、継続し認定を受けるには毎年の更新申請が必要です。  
貴事業所をご利用中、または、新たにサービスを利用する被保険者の方で、未申請の方には制度の説明や更新申請が必要であることなどの周知をお願いします。

なお、申請は、事業所申請・代理人申請も可能であり、各事業所におかれましては、利用者やその家族の状況を鑑み、ご配慮くださるようお願いいたします。

### 2 随時申請の審査期間・交付方法

審査は約2週間要します。未申請の利用者のうち、施設入所やショートステイ利用の予定がある場合、可能な限り早めに申請するよう周知をお願いします。

また、すでに結果をお持ち利用者でも、生活保護の開始・廃止や境界層該当、修正申告や世帯、課税状況の変化などにより、段階が変更になる場合は、再申請が必要になります。

個人申請の場合、審査結果は郵送しますが、事業所申請で申請者一覧名簿を添付しての申請の場合は、各窓口で交付します(詳しくは、本市ホームページ等でご確認ください)。

なお、差額支給については、緊急的に施設に入所した等で、認定証の提示が不可能であった場合を想定しておりますので、ご理解下さい。

### 3 更新の事前申請の審査期間及び交付方法

毎年6月～7月末日までを事前更新申請の期間としております。この期間に受付けた申請は8月下旬頃に審査結果を郵送・窓口交付しております(更新の事前申請分を優先的に準備しており、8月に入り、更新申請をされた場合は通常より審査に時間がかかります)。

また、「8月末に更新申請を行い、9月10日までの請求に間に合わない」という問合せが多くなっております。トラブルを未然に防ぐためにも可能な限り、事前申請の期間中に申請するよう周知をお願いします。

※申請の結果については電話でのお答えはしていませんが、申請の有無についてはお答えできます。

### 4 特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置

課税層に対する特例減額措置は、第4段階に該当する方のうち、要件を満たす場合に特例的に第3段階の負担軽減を受けられるものです。このうち合計所得金額について、「長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除」する見直しが行われております。

そのため、審査結果が「低所得要件を超過」として、負担限度額が認定されなかった場合でも、次の要件に当てはまる方は、申請により軽減を受けられる場合があります。

① 2人以上の世帯<sup>※1</sup>の方、②世帯の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額<sup>※2</sup>から入所施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費・部屋代)の年額見込の合計額を除いた額が80万円以下、③世帯の預貯金等の額が合計450万円以下等(※1,2:世帯や金額の計算には細かい要件や、その他の要件もありますので、詳しくはお尋ねください。なお、ショートステイ利用時は対象外です。)

### 5 認定証の再交付申請

既に認定証をお持ちの方が、認定証を紛失した場合などは、各窓口にて再交付が可能です。

なお、資格喪失後や有効期限切れの認定証の再交付はできませんので、ご注意下さい。

問合せ先 〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1  
鹿児島市役所 介護保険課 給付係(直通) 099-216-1280